

学校法人敬心学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人敬心学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区高田馬場1丁目32番15号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、学校教育を行い、優秀な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 日本福祉教育専門学校 福祉教育専門課程
- (2) 日本リハビリテーション専門学校 医療技術専門課程
- (3) 臨床福祉専門学校 福祉教育専門課程 文化教養専門課程 医療技術専門課程
- (4) 日本児童教育専門学校 児童教育専門課程
- (5) 日本医学柔整鍼灸専門学校 医療専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本福祉教育専門学校の校長
- (2) 日本リハビリテーション専門学校の校長
- (3) 臨床福祉専門学校の校長
- (4) 日本児童教育専門学校の校長
- (5) 日本医学柔整鍼灸専門学校の校長
- (6) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人

(7) 学識経験者（校長又は評議員である者を除く。）のうちから理事会において選任した者 4人

2 前項第1号から第6号に規定する理事は、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特別の関係がある者1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事もしくはその親族その他特別の関係がある者または職員が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第9条 役員（第6条第1項第1号から第5号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、その後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第12条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあたることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第17条 この法人の理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互

選によって定める。

- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに決議事項及びその他事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第4条 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第20条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、25人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

1 1 議長は評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の仕事遂行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任したもの 9人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者の中から、理事会において選任したもの 6人
- (3) 学識経験者の中から、理事会において選任したもの 10人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でもその後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員は次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で、前項以外の財産をいう。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは、定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 東京都知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認可を、同項2号の事由による解散にあつては、東京都知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む。）又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届けなければならない。

第8条 補則

(種類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を常に各事務所に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法定手続きの励行)

第44条 この法人（設置する学校を含む。）を管理運営するについて、法令の定めるところにより、行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごとに、速やかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、学校法人敬心学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この寄附行為は、東京都知事認可の日（昭和61年3月31日）から施行する。
- 2 第24条第1項第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間、「この法人の設置する学校の在籍生の父兄で、年齢25年以上の者のうちから」と読み替えるものとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	小林 光俊
理事	内野 滋雄
理事	下田 博一
理事	高山 照英
理事	平田 富太郎
理事	村 和男
理事	本明 寛
監事	田利 治
監事	辻 敢
- 4 この寄附行為は、平成10年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成14年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成15年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成18年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成19年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成22年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成24年 9月 4日から施行する。
この寄附行為は、平成25年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成28年 4月 1日から施行する。
この寄附行為は、平成29年 6月19日から施行する。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、優秀な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 <u>(1) 東京保健医療専門職大学 リハビリテーション学部 理学療法学科、作業療法学科</u> <u>(2) 日本福祉教育専門学校 福祉教育専門課程</u> <u>(3) 日本リハビリテーション専門学校 医療技術専門課程</u> <u>(4) 臨床福祉専門学校 福祉教育専門課程 医療技術専門課程</u> <u>(5) 日本児童教育専門学校 児童教育専門課程</u> <u>(6) 日本医学柔整鍼灸専門学校 医療専門課程</u></p> <p>(理事の選任) 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 <u>(1) 東京保健医療専門職大学の学長及び日本福祉教育専門学校、日本リハビリテーション専門学校、臨床福祉専門学校、日本児童教育専門学校、日本医学柔整鍼灸専門学校の校長うちから、理事会において選任した者 5人</u> <u>(2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人</u> <u>(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人</u></p> <p>2 前項第1号に規定する理事は、学長及び校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(監事の選任) 第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長及び校長、教員その他の職員を含む。以下同</p>	<p>(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>私立専修学校(以下「学校」という。)</u>を設置し、学校教育を行い、優秀な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 <u>(新設)</u> <u>(1) 日本福祉教育専門学校 福祉教育専門課程</u> <u>(2) 日本リハビリテーション専門学校 医療技術専門課程</u> <u>(3) 臨床福祉専門学校 福祉教育専門課程 医療技術専門課程</u> <u>(4) 日本児童教育専門学校 児童教育専門課程</u> <u>(5) 日本医学柔整鍼灸専門学校 医療専門課程</u></p> <p>(理事の選任) 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 <u>(1) 日本福祉教育専門学校の校長</u> <u>(2) 日本リハビリテーション専門学校の校長</u> <u>(3) 臨床福祉専門学校の校長</u> <u>(4) 日本児童教育専門学校の校長</u> <u>(5) 日本医学柔整鍼灸専門学校の校長</u> <u>(6) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人</u> <u>(7) 学識経験者(校長又は評議員である者を除く。)</u>のうちから理事会において選任した者 4人</p> <p>2 前項第1号から第6号に規定する理事は、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>(監事の選任) 第7条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)</p>

新	旧
<p>じ。)又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第9条 役員(第6条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、その後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること</p> <p>(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること</p> <p>(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること</p> <p>(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること</p> <p>(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の</p>	<p>又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第9条 役員(第6条第1項第1号から第5号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、任期満了の後でも、その後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務を監査すること</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること</p> <p>(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること</p> <p>(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>東京都知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること</p> <p>(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること</p> <p>(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。</p> <p>3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で、前項以外の財産をいう。</p>

新	旧
<p><u>部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。</u></p> <p>4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。</p> <p>(資産総額の変更登記) 第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後<u>3月</u>以内に登記しなければならない。</p> <p>(解散) 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決 (3) 合併 (4) 破産 (5) <u>文部科学大臣の解散命令</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣の認可</u>を、同項2号の事由による解散にあつては、<u>文部科学大臣の認定</u>を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者) 第40条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。</p> <p>(合併) 第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣の認可</u>を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更) 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の</p>	<p>4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。</p> <p>(資産総額の変更登記) 第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後<u>2月</u>以内に登記しなければならない。</p> <p>(解散) 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び<u>評議員会において評議員会の議決</u> (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決 (3) 合併 (4) 破産 (5) <u>東京都知事の解散命令</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>東京都知事の認可</u>を、同項2号の事由による解散にあつては、<u>東京都知事の認定</u>を受けなければならない。</p> <p>(残余財産の帰属者) 第40条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（<u>準学校法人を含む。</u>）又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。</p> <p>(合併) 第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>東京都知事の認可</u>を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更) 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の</p>

新	旧
<p>2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届けなければならない。</p> <p>(種類及び帳簿の備付)</p> <p>第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を常に各事務所に備えておかなければならない。</p> <p>(4) その他必要な書類及び帳簿</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第44条 この法人の公告は、学校法人敬心学園の掲示場に掲示して行う。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p> <p>2 <u>この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>理事(理事長) 小林 光俊</u></p> <p><u>理事 青山 周</u></p> <p><u>理事 大谷 修</u></p> <p><u>理事 奥田 久幸</u></p> <p><u>理事 草野 修輔</u></p> <p><u>理事 倉田 信靖</u></p> <p><u>理事 下田 博一</u></p> <p><u>理事 陶山 哲夫</u></p> <p><u>理事 二瓶 隆一</u></p>	<p>2以上の議決を得て、<u>東京都知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>東京都知事</u>に届けなければならない。</p> <p>(種類及び帳簿の備付)</p> <p>第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を常に各事務所に備えておかなければならない。</p> <p>(4) その他<u>この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿</u></p> <p><u>(法定手続きの励行)</u></p> <p>第44条 <u>この法人(設置する学校を含む。)を管理運営するについて、法令の定めるところにより、行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごとに、速やかにこれを行わなければならない。</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第45条 この法人の公告は、学校法人敬心学園の掲示場に掲示して行う。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第46条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。</p> <p>附則</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<u>理事</u> 日高 憲三	
<u>理事</u> 松澤 建	
<u>理事</u> 村 和男	
<u>監事</u> 上野 昂志	
<u>監事</u> 中林 浩	

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		30 年度	開設年度の前年度	開設年度	3 年度	4 年度	5 年度	合 計
	分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—
	施 設	基 準 内	151,017	40,878	—	12,005	—	—	203,900
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—
	設 備	図 書	—	29,580	—	—	—	—	29,580
		教 具 校 具 備 品	153,039	55,541	—	8,366	—	—	216,946
	小 計		304,056	125,999	—	20,371	—	—	450,426
新設校の開設年度の経常経費					605,483				605,483
合 計			304,056	125,999	605,483	20,371	—	—	1,055,909

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	1,316,040 千円
		基 準 外	46,080 千円
	設 備	図 書	30,940 千円
		教具・校具・備品	38,685 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	855,909千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から平成30年度に304,056千円(校舎改修費151,017千円、教具・校具・備品購入費153,039千円)を支出し、その残高3,737,964千円のうち、551,853千円を財源に充当
借入金	200,000千円	平成29年9月8日のみずほ銀行の借入金200,000千円を財源に充当
		※平成30年度の貸借対照表の現金預金3,937,964千円は、学納金事業活動収入から積み立てられた現金預金3,737,964千円と平成29年9月8日のみずほ銀行の借入金200,000千円で構成されている
合 計	1,055,909千円	

財産目録総括表

科目	年度	29年度末 (開設年度から3年前の年度)	30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (31年3月31日)
一 基本財産		8,375,827千円	8,618,429千円	8,618,429千円
二 運用財産		4,404,507千円	4,113,363千円	4,113,363千円
三 負債額		5,326,478千円	5,140,178千円	5,140,178千円
1 固定負債		2,686,764千円	2,636,440千円	2,636,440千円
2 流動負債		2,639,714千円	2,503,739千円	2,503,739千円
四 基本財産+運用財産		12,780,334千円	12,731,792千円	12,731,792千円
五 純資産(四-三)		7,453,856千円	7,591,614千円	7,591,614千円

貸借対照表

平成31年3月31日

学校法人 敬心学園

(単位:円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	8,618,429,161	8,375,827,411	242,601,750
有形固定資産	8,394,778,691	8,156,481,037	238,297,654
その他の固定資産	223,650,470	219,346,374	4,304,096
流動資産	4,113,362,352	4,404,506,743	△ 291,144,391
資産の部合計	12,731,791,513	12,780,334,154	△ 48,542,641
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	2,636,440,091	2,686,764,425	△ 50,324,334
流動負債	2,503,737,892	2,639,714,016	△ 135,976,124
負債の部合計	5,140,177,983	5,326,478,441	△ 186,300,458
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
第1号基本金	6,697,049,357	6,286,864,632	410,184,725
第4号基本金	272,843,200	272,843,200	0
基本金部合計	6,969,892,557	6,559,707,832	410,184,725
翌年度繰越収支差額	621,720,973	894,147,881	△ 272,426,908
純資産の部合計	7,591,613,530	7,453,855,713	137,757,817
負債及び純資産の部合計	12,731,791,513	12,780,334,154	△ 48,542,641

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
1年度	高田校舎設備工事	昇降機交換工事	1年5月実施	日本福祉教育専門学校
	学生用パソコン及び学科備品の購入	PC及び家具調トイレほか教員9台	1年6月購入予定	日本福祉教育専門学校
	事務局備品の購入	電話機1台	1年6月購入予定	日本福祉教育専門学校
	図書の購入	図書 880冊	随時購入予定	日本福祉教育専門学校ほか専門学校4校
	第二校舎設備工事	昇降機交換工事	31年4月実施	日本リハビリテーション専門学校
	本校舎設備工事	エアコン1台購入	1年8月購入予定	日本リハビリテーション専門学校
	学科備品の購入	スプリントシートほか教員8台	31年4月購入及び1年6月購入予定	日本リハビリテーション専門学校
	事務局備品の購入	教職員用PC台ほか備品12台	随時購入予定	日本リハビリテーション専門学校
	図書室備品の購入	カウンター用PC1台	1年10月購入予定	日本リハビリテーション専門学校
	校舎設備工事	冷温水ポンプ更新工事一式	1年8月実施予定	臨床福祉専門学校
	校舎設備工事	冷却塔オーバーホール一式	1年8月実施予定	臨床福祉専門学校
	校舎設備工事	図書室空調機更新工事	1年8月実施予定	臨床福祉専門学校
	学生用パソコン及び学科備品の購入	PC及び筋機能解説装置ほか備品12台	1年6月から9月購入予定	臨床福祉専門学校
	事務局備品の購入	教職員用PCほか備品8台	1年6月購入予定	臨床福祉専門学校
	校舎設備工事	71教室改修工事一式	31年4月実施	日本児童教育専門学校
	授業用備品の購入	保育実習ベビー人形ほか教員20台	1年6月から8月購入予定	日本児童教育専門学校
	図書室備品の購入	PC3台	1年6月購入予定	日本児童教育専門学校
	事務局備品の購入	教職員用PC6台	随時購入予定	日本児童教育専門学校
	本校舎設備工事	階段長尺シート張り替え一式	1年8月実施予定	日本医学柔整鍼灸専門学校
	本校舎設備工事	教室間可動式パーティション取付工事一式	2年3月実施予定	日本医学柔整鍼灸専門学校
	授業用備品の購入	超音波画像診断装置ほか教員20台	1年5月購入及び1年6月から8月購入予定	日本医学柔整鍼灸専門学校
	事務局備品の購入	教職員用PC32台	1年7月購入予定	日本医学柔整鍼灸専門学校
	校舎改修工事	間仕切り改修工事一式	1年10月着工から1年12月完成予定	東京保健医療専門職大学
	図書の購入	図書 10,227冊	1年9月購入予定	東京保健医療専門職大学
作業療法用備品の購入	電気陶芸窯等160点	1年12月購入予定	東京保健医療専門職大学	
運動室備品購入	卓球台・バスケット・フットサルゴール5台	1年12月購入予定	東京保健医療専門職大学	
個人研究室設備の購入	電話・LAN設備一式	2年1月購入予定	東京保健医療専門職大学	

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
1年度	図書室設備の購入	書架一式	1年8月購入予定	東京保健医療専門職大学
	自習室設備の購入	座席108台	2年2月購入予定	東京保健医療専門職大学
	専門学校共有備品の購入	簡易無線機5台	1年9月購入予定	学校法人
2年度	図書の購入	図書 880冊	随時購入予定	日本福祉教育専門学校ほか専門学校4校
	図書の購入	図書 500冊	随時購入予定	東京保健医療専門職大学
3年度	図書の購入	図書 880冊	随時購入予定	日本福祉教育専門学校ほか専門学校4校
	校舎改修工事	間仕切り改修工事一式	3年4月着工から3年5月完成予定	東京保健医療専門職大学
	図書室設備の購入	書架・閲覧室什器一式	3年月6購入予定	東京保健医療専門職大学
	図書の購入	図書 500冊	随時購入予定	東京保健医療専門職大学
4年度	図書の購入	図書 850冊	随時購入予定	日本福祉教育専門学校ほか専門学校4校
	図書の購入	図書 500冊	随時購入予定	東京保健医療専門職大学
5年度	図書の購入	図書 850冊	随時購入予定	日本福祉教育専門学校ほか専門学校4校
	図書の購入	図書 500冊	随時購入予定	東京保健医療専門職大学

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(単位:千円)

(収入の部)

科目	年度	開設年度	3年度	4年度	5年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		304,000	560,000	816,000	1,072,000
手数料収入		4,800	4,800	4,800	4,800
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		280,000	408,000	536,000	536,000
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		-152,000	-280,000	-408,000	-536,000
前年度繰越支払資金		625,853	429,345	271,198	242,691
収入の部合計		1,062,653	1,122,145	1,219,998	1,319,491

(支出の部)

(単位:千円)

科目	年度	開設年度	3年度	4年度	5年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		421,163	552,866	576,576	594,383
教育研究経費支出		76,642	125,261	224,123	289,175
管理経費支出		101,457	118,809	143,372	143,649
借入金等利息支出	}	1,606	1,201	796	393
借入金等返済支出		31,140	31,140	31,140	31,140
施設関係支出		0	12,005	0	0
設備関係支出		1,300	9,665	1,300	1,300
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金		429,345	271,198	242,691	259,451
支出の部合計		1,062,653	1,122,145	1,219,998	1,319,491

事業活動収支予算決算総括表

(単位:千円)

科 目	年 度		開 設 年 度	3年度	4年度	5年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収 入	学生生徒等納付金	304,000	560,000	816,000	1,072,000
		手数料	4,800	4,800	4,800	4,800
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	0	0	0	0
		教育活動収入 計	308,800	564,800	820,800	1,076,800
	支 出	人件費	421,163	552,866	576,576	594,383
		教育研究経費	81,159	137,932	247,896	312,948
		管理経費	102,091	120,588	146,709	146,986
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計	604,413	811,386	971,181	1,054,317		
教育活動収支差額	-295,613	-246,586	-150,381	22,483		
教育活動外収支	収 入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支 出	借入金等利息	1,606	1,201	796	393
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	1,606	1,201	796	393
教育活動外収支差額	-1,606	-1,201	-796	-393		
経常収支差額	-297,219	-247,787	-151,177	22,090		
特別収支	収 入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支 出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
特別支出 計	0	0	0	0		
特別収支差額	0	0	0	0		
[予備費]		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		-297,219	-247,787	-151,177	22,090	
基本金組入額合計		-1,300	-21,670	-1,300	-1,300	
当年度収支差額		-298,519	-269,457	-152,477	20,790	
前年度繰越収支差額		-1,036,086	-1,334,605	-1,604,062	-1,756,539	
翌年度繰越収支差額		-1,334,605	-1,604,062	-1,756,539	-1,735,749	

(参考)

事業活動収入 計	308,800	564,800	820,800	1,076,800
事業活動支出 計	606,019	812,587	971,977	1,054,710